

## 保育所保育指針改定案について（中間報告）への意見

日本保育学会会長 小川博久

改訂の内容については、全体にバランスがとれており、文言上において特にクレームをつける点はありません。

ただ、こうした文言を具体的な実践におろすにあたって、現代の保育事情がかかえる根本的問題をどう意識化するかが問われてくると思います。その点への配慮を必要とすると思いますのでその点に言及したいと思います。

1 保育所保育指針も幼稚園教育要領も幼児一人一人に応じた援助をするという建て前で保育が行われています。しかし、結果的には、複数の幼児を預かり、保育をしている。乳幼児期の場合、保育者の数が乳幼児数に対応した形で確保されているので、3歳未満児を対象にした場合、一人一人の子どもの発達過程に応じた指導が可能になるとしても、3歳以上の保育の場合、対応する幼児の数が保育者一人に対して増加すればするだけ、幼児の総数に対する配慮の必要性という制約に保育者の意識は拘束される（制度的呪縛）。しかも、一方で、幼児一人一人に対する援助の要請は保育者が建て前として目論む意識である。しかし、この2つの意識はしばしば、保育者の葛藤要因となる。なぜなら、幼児一人一人の行動はランダムであり、異なった行動に対して、同時にチェックすることは困難なことが少なくない。乳幼児の場合、児の数が少なく、時間差をつけて対応することがベテラン保育者においては可能かもしれない。しかし、3歳児以上になると、3歳未満と比べて、幼児の数が増加し、幼稚園と保育所の保育を共通化しようという認識も一般化していることから、保育者の数が複数であったとしても、幼稚園の年少組と共通のクラス編成をとることが多い。しかも、この年齢は発達の上でも、言語的なレベルでのコミュニケーションが十分に可能なレベルであるという認識が保育者にあり、特に生活行動面において保育者の言語的指示による一斉指導が十分に可能であるという確信が保育者に持たれ易い。容易さや効率性の立場から、生活面の指導において一斉指導が採用されることが増大する。とはいえ、このことは、全面的に否定すべきこととはいえない。ただ、こうした指導は、幼児をして、保育者の権力に画一的に順致させる行為であり、幼児が近代社会の制度としての幼児福祉施設の社会規範の習得を義務づける行為であることを認識しておくことは必要なことである。いいかえれば、保育者は一人一人の個別的指導を建て前としながらも、3歳児以上のクラスにおいて、一斉言語指導による集団処理の有利さを手に入れることによって一人一人に対する援助の必要性という建て前は、ここで優先順位が逆転し、個別指導は、前者の指導による達成水準を補完する補助手段となってしまうのである。つまり、個別的援助の必要性の少ない幼児を達成水準の高い幼児とし、個別的援助の多い者ほど、レベルの低い幼児として位置づける。幼児を序列化する指標が保育者の中に形成される可能性が大きくなる。

一方、保育所保育指針における遊びの重視は、保育者養成校での指導の段階から保育者一人一人に観念的に建て前としては、導入されている。そして、その遊び感は、保育者の自由や自己解放への願望と結びついてはいるが、幼児たち自身が自らの活動を主体的に展開していくかについての戦略的知識とは結びついていないし、また保育者自身はその知恵を自らかりに持っていたとしても、それを幼児にどう伝受させるかについての方策をもっているわけではない。そのため、この遊びの時間は生活活動に関する保育者の管理的指導とは逆に放任的になりやすい。その結果、幼児たちの経験は過干渉か放任かといった両極的指導が併存することになりかねない。

こうした「遊び中心の保育」とよばれている事態への批判は、生活場面以外の保育活動とも保育者主導の一斉指導になる傾向を増大させる。しかも、歴史的にも、戦後アメリカの自由主義教育がもたらしたとされる若者たちの行動の激変に対し、ノスタルジーのように日本的しつけや道徳教育への回帰を叫ぶ声は一貫して、戦後教育への反省として叫び続けられてきた背景がある。そうした意識は、多くの親たちに固定概念のように、公共施設の教育や保育でしっかりしつけをやってほしいという親の声として表現されてきた。

現代の子どもたちに社会規範の欠如があるという社会通念が仮に正しいものだったとしても、それは、戦後の生活の変化の結果であり、親たち自身の自らの変貌の結果でしかないというのが真実であったとしても、そのことへの自覚よりも、子どもを幼児の保育施設や学校教育に依存しようとする親の要求は変わらず強い。

こうした状況の中では、遊びを重視するという保育への共感を決して大きくはない。そのため、私的経営による幼稚園教育や保育所保育においても、一斉保育を支持する親は多い。しかも、近年の学力強化を要請し、学力テストによる学力差の序列化を顕在化させようとする国の文教政策は、幼児期における保育にも影を落とすことは必至である。

こうした状況の中で、バランスのとれた保育を実施するために最も必要な要件は、まず第1に保育者の力量形である。その意味で、保育者養成について、資質の向上が唱われることは望ましいことである。問題は、保育の質として何を具体的に構想するかである。また、その質を高めるための研修のあり方の具体的姿は未だ不明のままである。今後、この点で具体化の方向を見守りたい。

第2に、指導計画については、文言上は、抽象的には適切な表現になっていると思われる。ただ、問題とすべきは、「時間」概念のとらえ方である。年々、保育所の時間の展開が長時間保育、夜間保育を含めて父母の生活上の時間制に外濠を埋められてきている。その中で、乳幼児たちの、生理的、社会的な生活時間のペースをどう確保するか、親たちに妥協させなければならない乳幼児の時間のペースをどう確保するかが問われよう。

第3に、近年、子育て支援策の拡張により父母の施設へのニーズを一方的に受容する体制が出来つつある。とはいえ、親に養育権がある以上、子育てへの親の積極的参加と責任の負担を行使することは、少子化対策としても欠かせない。親の保育への参加と責任の行使をきちんと義務づける文言を書き入れる必要がある。